

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2016年 5 月27日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 室町 正志
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2016年5月23日

(2) 当該事象の内容

連結決算

当社は、2006年度にウェスチングハウス社グループ（以下「WECグループ」）の株式を取得し、その際、米国会計基準に基づき株式取得価格とWECグループ事業資産の公正価値（純資産）との差額約29億3千万ドル（当時のレートで3,500億円相当）を、当社連結財務諸表上、のれんとして計上いたしました。当社は、当社連結財務諸表に計上されたのれんについて、毎年度、米国会計基準に基づき原子力事業（WECグループ事業を含む。以下同じ。）の公正価値を算定し、のれんの減損テストを実施してまいりました。

今般、当社の財務状況の見通しが著しく悪化したことにより、当社の格付けが低下する等の資金調達環境が変化したため、2016年2月29日を基準日として改めて減損テスト（STEP1）を実施いたしました。

減損テスト（STEP1）においては、原子力事業の事業性に変化はなく、その将来計画に重要な変更はなかったものの、資金調達コストの水準の上昇等により割引率を見直しました。その結果、原子力事業の公正価値が帳簿価額を下回り、減損の兆候を認識するに至り、減損テスト（STEP2）を実施いたしました。

減損テスト（STEP2）において、のれんを除く資産及び負債の公正価値の再評価を行うことにより、WECグループ買収後の事業の進捗・成長によって技術資産中心に無形固定資産の価値が増大した結果、相対的にのれんが減少することとなり、のれんを減損いたしました。

個別決算

日本会計基準を適用する当社個別財務諸表（単独決算）において、WECグループ株式の実質価額が投資簿価を下回り、さらに現時点では当面回復が見込めないと判断したことにより、当該株式の評価損を計上いたしました。

(3) 当該事象の連結損益及び損益に与える影響額

連結決算

2015年度の当社連結財務諸表において、のれんの減損として2,476億円の営業損失を計上いたしました。

個別決算

2015年度の当社個別財務諸表（単独決算）において、WECグループ株式の評価損として、2,250億25百万円の特別損失を計上いたしました。

以 上